

## 補助金調書

補助金名	青年農業者対策事業補助金				担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部イノシシ等 地域営農対策担当(TEL092-711-4852)		
交付先	<input type="checkbox"/> 個人	福岡市青年農業者連絡会			区分	その他の補助金		
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期						
(公募の場合) 応募要件								
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。							
補助開始年度	昭和51	年度	経過年数	48	年度			
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p><b>【目的】</b> 本市農業の次代を担う青年農業者を中心とする組織活動を活性化し、本市農業者の担い手の育成及び確保を図る。また、青年農業者間の連携を強化し、お互いに研鑽し合うことにより農業経営者としての自立を目指す。</p> <p><b>【補助対象事業】</b> 連絡会の組織運営事業、青年農業者を中心とした各種団体との交流事業、青年農業者の育成を目的とした事業</p>							
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回			
終期を延長する理由	農業の担い手となる若手農業者の育成が必要であり、市内青年農業者間の相互研鑽と仲間意識の協調を深めることは、本市農業の発展に寄与するため。							
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定率	<p><b>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</b></p> <p>○補助対象経費 補助対象事業の実施に要する経費のうち、広報費、旅費交通費、印刷消耗品費、備品購入費、使用料及び賃借料、材料費、役務費、報償費、会議費、食糧費等</p> <p>○補助金額の算定方法 対象事業費の1/2以内</p>						
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<b>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</b>							
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度				
	件	1 件	0 件	0 件				
	205 千円	205 千円	0 千円	0 千円				
前年度補助事業 の主な実施概要	広報誌「あつぎ」の発行、一般消費者との交流会の開催、他市町村の青年農業者との交流、研修会の開催等							
補助金交付 による効果	組織活動を通し、青年農業者間で連携や相互研鑽することにより、広い視野が身につくとともに農業に対する意欲向上につながる。また、異なる生産品目の農業者との交流が生まれることで、幅広い視点における農業経営等の情報共有、仲間づくりにつなげることができる。							

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。